

資 料



小中高連携 西宮浜義務教育学校・西宮高校

参 考



[「西宮市民憲章」](#)



[「都市宣言」](#)



[「西宮市生涯学習推進計画
\(令和3年度～令和12年度\)」](#)



[「第2次西宮市人権教育・
啓発に関する基本計画」](#)

1 西宮市民憲章

市制施行 45 周年を記念し、「文教住宅都市西宮」の市民としての誇りと自覚を呼びかけるとともに、市と市民とが一体となって究極の目標である“みどりとしあわせの町”づくりを推進するために、市旗とともに制定、昭和 45 年 11 月 3 日、市民文化祭の席上で発表、宣告し、告示された。

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。
これは未来へはばたくわたしたちの合い言葉です。

- その 1 西宮を みどりと青空の明るいまちにしましょう
- その 2 西宮を 教育と文化のかおり高いまちにしましょう
- その 3 西宮を 心のかよった福祉のまちにしましょう
- その 4 西宮を 希望にみちた産業のまちにしましょう
- その 5 西宮を 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう

2 都市宣言

安全都市宣言

わが西宮市は、産業・文化の振興に応じて新しい飛躍をとげようとしている。しかしながらこの発展のかけに交通事故や職場の災害がふえ、不幸にも障害の身となり、あるいは生命を失なう人さえ少なくない。とくに、阪神国道と西国街道が走り、かつ合流する本市では都市災害のうちで交通事故のしめる比重が非常に大きい。また労働災害や火災の発生も漸増の傾向を示しており、これらの都市災害を絶滅するためなんらかの対策樹立が緊急となっている。こんご第二阪神国道・名神高速道路の開通をひかえ、さらに経済活動の活発化による新しい事態に備え、今こそ市民生活の安全を確保するため、一大市民運動を起こすときがきた。

ここに当市はあらゆる組織と連けいをはかり、事故のない明るい都市を建設するため、27 万市民の総意に基づき西宮市を「安全都市」とすることを広く宣言する。

昭和 37 年 1 月 10 日

兵庫県 西宮市

安全都市宣言から市民生活の安全の推進に関する条例へ

西宮市は、交通事故などの都市災害を絶滅し、市民生活の安全を確保して、事故のない明るい都市を建設するため、昭和 37 年 1 月 10 日に市民の総意に基づき「安全都市」を宣言しました。その後の交通事故の増加や犯罪の発生に加え、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災を体験した私たちは、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を、行政とともに、そこに住む人々、団体と力を合わせつくりあげることの重要性を学びました。このようなことから、「安全都市宣言」の精神を継承した「市民生活の安全の推進に関する条例」を平成 12 年 4 月 1 日に施行し、市民、事業者及び市のそれぞれの果たす役割を明らかにするとともに、災害に強く、犯罪、事故のない安全で安心して暮らせる心かようまちづくりを進めていきます。

平成 12 年 4 月 1 日

兵庫県 西宮市

文教住宅都市宣言

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行いらい、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛をみるにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪・神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあつて、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに西宮市は三十万市民のひとしく望むところにしたがい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言する。

昭和 38 年 11 月 3 日

兵庫県 西宮市

平和非核都市宣言

青い空、緑の大地、そしておだやかな暮らしは、
わたくしたち西宮市民のみならず、平和を愛するすべての人の願いです。
そんな平和への願いとはうらはらに、
世界はおろかにも人類を何十回も滅ぼすほどの
核兵器を蓄積しました。
核戦争に未来はありません。
恐ろしい核兵器をつくってはならないし、
持ってもいけないし、持ち込ませてもなりません。
わたくしたちは、世界中に核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、
平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓い、
平和非核都市をここに宣言します。

昭和 58 年 (1983 年) 12 月 10 日

西 宮 市

環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間のくらしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちのくらしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

〔 行動憲章 〕

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人々が共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成15年12月14日

兵庫県 西宮市

環境学習都市宣言（こども版行動憲章）

～今日から始めること～

私たちは、環境学習にすすんで参加し、さまざまな人たちと力をあわせ、環境を大切にする西宮市を100年後も世界中の人に誇れるまちにします。そのために、次のことから始めます。

- 1 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史・文化・産業やくらしと環境との関わりについて学びます。
- 2 私たちは、自分ができることから行動し、身近な人たちと協力しあいます。
- 3 私たちは、「もの」をくり返し使い、限りある「エネルギー」を大切にするまちづくりに参加します。
- 4 私たちは、人と人、人と自然が共に生き、公正で平和な社会をめざします。
- 5 私たちは、世界中の人と手を取りあって、かけがえのない地球を未来に引き継いでいきます。

3 「西宮市生涯学習推進計画（令和3年度～令和12年度）の概要

令和3年（2021年）3月

○計画策定の趣旨

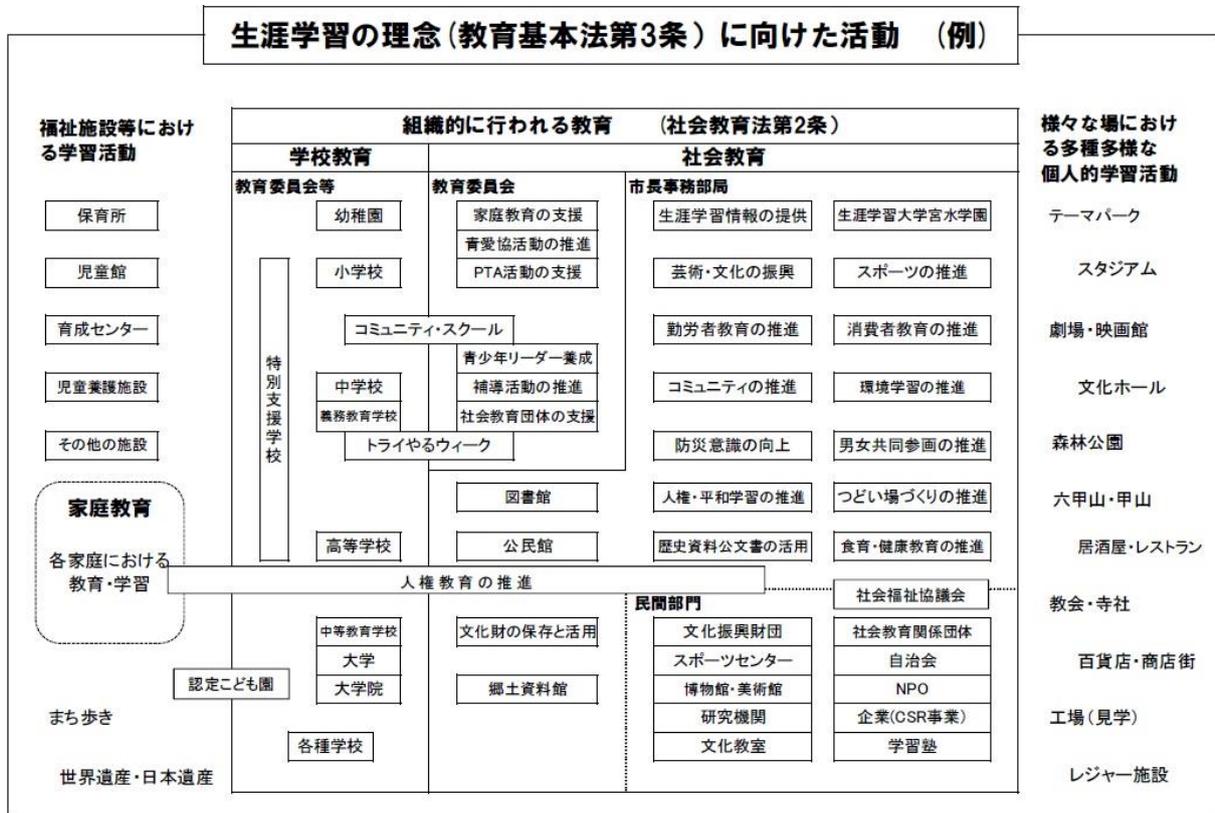
第5次西宮市総合計画で目指す「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」の実現には、行政の施策だけではなく、市民の主体的で積極的な参画が大切であることは言うまでもありません。そして、参画につながる市民の意識や行動の変容のために欠かせないものが、生涯学習です。子供から高齢者に至るまでの学びは、市民性や社会性をはぐくみ、人と人とのつながりが保たれた地域づくりに資するものであり、持続可能なまちづくりにとって大きな役割を果たすものです。

そこで、令和3年度（2021年度）3月、今後10年間の本市の取り組むべき生涯学習推進の方向性を示す「西宮市生涯学習推進計画」を改定しました。

○生涯学習とは

生涯学習とは、人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことです。学校での教育に加え、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアなどの多様な活動、企業で行われている教育・研修活動や職業訓練等、就労に関連する学習活動も含まれます。学習の場にも様々なものがあり、多くの人々が学校以外の場所、例えば公的施設や民間施設、*NPOや各種団体等で学びを実践しています。

特にこれからの時代においては、生涯を通じ、他者との関わりの中で社会参加をしながら取り組む学習が重要であり、本市においては、こうした社会参画に向かう「生涯学習」に焦点を当て、取組みの中心に位置づけます。また、「学び」については、日々の経験や振り返り、そして人との関わりを通して、その人の認識や行動が変わっていくことと定義します。



《*NPO…Non-Profit Organization の略語。非営利組織（非営利団体）と訳され、主に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間の団体。》

○目指す将来像

学び つながり ささえあうまち
～文教住宅都市 にしのみや～

市民一人ひとりが年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、これからの社会を生きる力を身につけることができ、また学んだ成果や学びを通じた人のつながりが、学校区等の単位で取り組まれる様々な地域活動に還元され、それらが更に広がって、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりにつなげていくことを目指します。本市の恵まれた文化や自然環境を生かし、だれもが学びを通じてつながり、支え合うことのできる、持続可能な地域社会を構築することが、文教住宅都市としての西宮市の生涯学習が目指す将来像です。

○基本視点

学び・人づくり・つながりづくり
・地域づくりの循環の促進

学びを通じた持続可能な
まちづくりの推進



○目指す将来像を実現するための4つの基本方針

基本方針1：多様な学びの機会の提供

本市の生涯学習事業の一元的な管理と体系化を進め、効果的・効率的な学習事業の提供につなげます。市民の多様な学習ニーズに応える学習機会や、社会的な課題に応える学びの機会の提供を進めるとともに、大学・民間事業者等との連携を深め、市民の生涯学習が活発に行われるよう取り組みます。

- (1) 生涯学習事業の体系化と情報提供の充実
- (2) 多様なニーズに応える学習機会
- (3) 社会的課題に応える学習機会の拡充
- (4) 大学・民間事業者等における学習の促進

基本方針2：誰もが参加できる学びの環境づくり

年齢や性別、仕事、障害の有無等にかかわらず、誰もが学習活動に参加できるための支援に取り組みます。ICTを活用した新しい学習機会の創出、生涯学習施設の有効活用と機能の充実、関連施設の複合化・ネットワーク化等を推進し、いつでも・どこでも学ぶことのできる環境づくりを目指します。

- (1) 誰もが参加しやすい環境づくり
- (2) 生涯学習関連施設の充実

基本方針3：つながりささえあう学習の促進

学習が個人的な営みで終わるのではなく、人のつながりをはぐくむものとなるよう取り組みます。様々な分野で活躍する人材の育成に取り組み、人々の学習の成果が地域や社会に役立つものとなるよう、学習成果の還元や活用までを視野に入れた取組みの充実を図ります。

- (1) 学びの仲間づくり
- (2) 学習成果を生かせる場や機会の充実
- (3) 様々な分野で活躍する人材の育成

基本方針4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

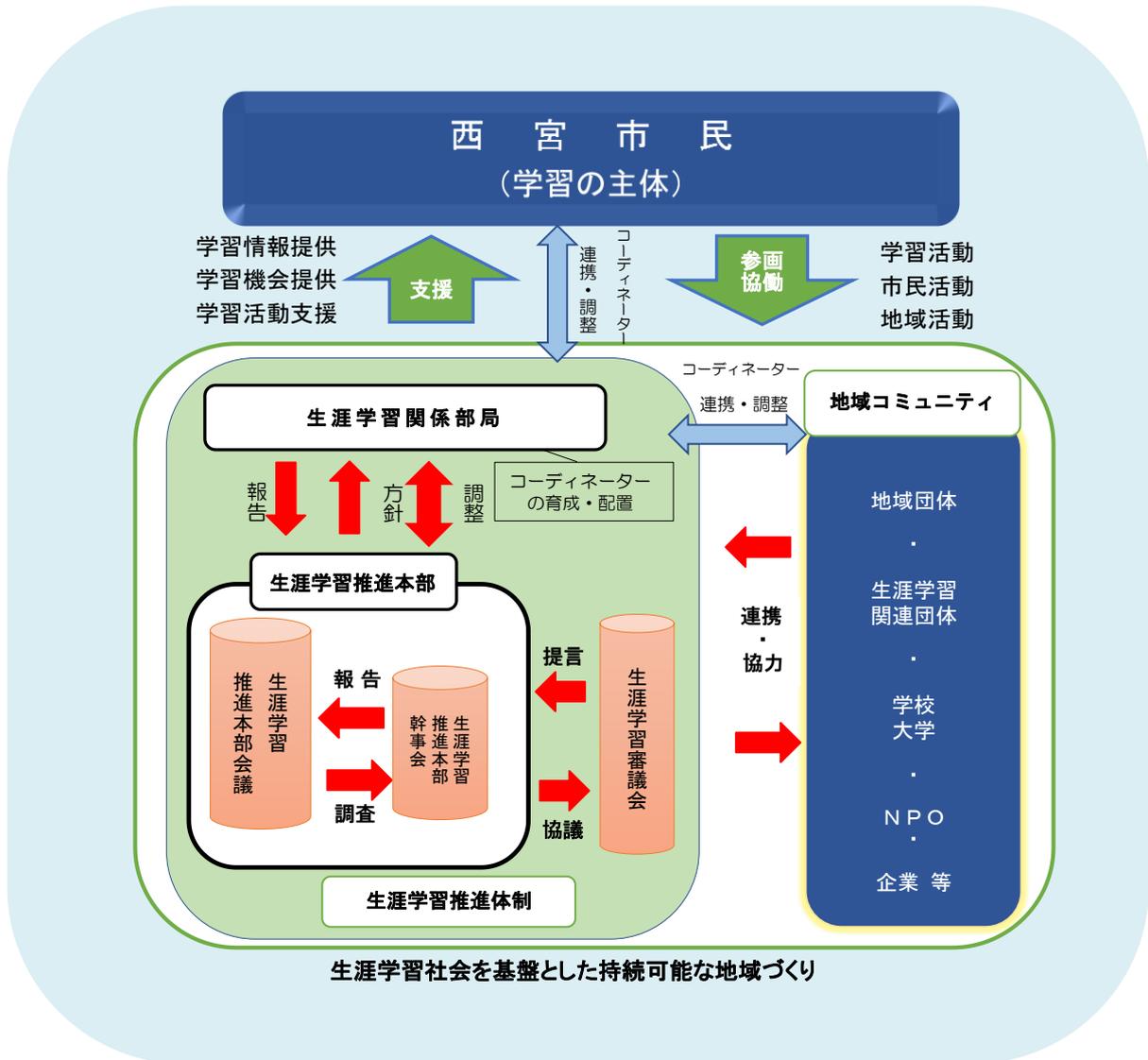
市民性をはぐくむ学習機会の提供や地域づくりの拠点としての公民館機能の強化を図ります。地域の課題解決に向けた行動や意識の変容につながる学習の充実、地域の多様な主体の連携、地域づくりをまちづくりに広げる取組み等を通じて、生涯学習が地域コミュニティやまちづくりの基盤となる社会の実現を目指します。

- (1) 市民性をはぐくむ学習支援
- (2) 生涯学習による豊かな地域づくりの推進
- (3) 地域の多様な主体による連携体制の構築
- (4) 地域づくりをまちづくりに広げる取組みの展開

○全庁的な生涯学習推進体制の構築

組織再編について、令和2年度(2020年度)に産業文化局に生涯学習部を設置し、同部に教育委員会事務局から社会教育課を移管し、生涯学習企画課としました。令和3年度(2021年度)は、図書館、公民館、郷土資料館についても市長事務部局へ移管しました。これにより、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にして、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化、社会教育施設、文化施設等を含む複合施設のあり方の見直しなどに取り組みます。

また、今後の施策展開を踏まえた各施設の効率的な運営手法の研究に取り組みます。また、庁内の市長を本部長とする局長級による生涯学習推進本部を設置し、庁内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進します。



4 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の概要

平成31年（2019年）4月

《 基本計画策定の背景 》

（1）国連を中心とする人権問題への取り組み

昭和23年（1948年）に国連は「世界人権宣言」を採択しました。これは真の世界平和を築くために、世界の国々にある様々な差別をなくし、すべての人々の人権が確立されることを目的としています。人権が尊重される社会を実現していくためには、人権教育の推進が不可欠であり、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がされ、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、各国においても国内行動計画を定め、実行していくことを求めました。

平成16年（2004年）「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が同年に採択され、すべての分野での人権教育を継続発展させていくこととなりました。

（2）人権問題をめぐる我が国の状況

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の施行（昭和22年（1947年））以来、我が国の人権に関する教育・啓発は様々な形で取り組まれてきました。平成9年（1997年）に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、平成12年（2000年）に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が国において策定されています。

また、平成28年（2016年）には、いわゆる人権三法、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が制定されました。

（3）西宮市の状況

人権の尊重をすべての施策に共通する問題として取り組んできた本市では、平成12年（2000年）に「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画（平成20年度（2008年度）まで）を策定し、総合的な人権教育・啓発を推進してきました。

平成21年（2009年）に、行動計画を継承、発展させるべく、「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発の総合的な推進を図り、人権文化の普及・定着を図ることとしました。

そして、計画期間終了に伴い、その取組みを継承する「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定することとしました。

《 基本計画の概要 》

（1）基本計画の役割

- 人権をめぐる現状の明示
- あらゆる場における取組みの必要性の明示
- 人権教育・啓発の方向性の明示

（2）基本理念と2つの大切な視点

【基本理念（めざすべき姿）】 人権文化の花咲くまち 西宮をめざして

【大切な視点】

- ① 一人ひとりの『自己肯定感』を高める ～子供も大人も、みんな「大切な存在」～
- ② 一人ひとりが『多様性』を認め合う ～みんなちがってあたりまえ～

(3) 人権教育・啓発の推進に向けて

基本計画においては、「人権教育」を、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育の分野において行われる教育活動」、「人権啓発」を、「広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図る目的に行われる研修、情報提供、広報活動など」としています。

人権教育・啓発を推進する目的は、自らの有する人権について深い理解と認識を持った個人が他人の人権も尊重し、侵害することなく、共に生きていく社会をつくることです。その結果として、人権意識・感覚が人々の日常の生活に深く根ざし、人権を尊重する考え方やそれを保障するための実際的配慮、行動が社会の隅々にまで行きわたり、それが国や時代を超えた一つの文化として高まり定着することにつながります。

「差別や偏見を見抜き、許さず、他の人を思いやり、他の人の権利を尊重し、全ての人と共に生きていくことを、誰もが当たり前であると思うようになる」ことが必要です。

(4) 基本目標

基本計画においては、次の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

★基本目標①：人権についての教育・啓発

～人が有する人権とは何か。「知識」と「理解」をはぐくむ。～

まず何よりも、人権は一人ひとりが有するもの、ということから自ら確認することが重要で、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、差別や偏見が人々の意識や行動などに与える影響といった、人権に関する正しい知識を一人ひとりが学んでいく、正しい理解を深めていくための取組みです。

★基本目標②：人権のための教育・啓発

～人権問題を自ら解決しようとする「力」をはぐくむ。(エンパワーメント)～

目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力をつけていくこと(エンパワーメント)や、参加型学習などを通じて解決につながる技能を身につけていくための取組みです。

★基本目標③：人権としての教育・啓発

～教育の保障は「人権」そのもの。「自己肯定感」をはぐくむ。～

教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた、奪われている人々へ教育の機会を保障することや、お互いを大切な存在として認め合えるよう、「自己肯定感」をはぐくんでいく取組みです。

★基本目標④：人権を通じた教育・啓発

～人権が大切にされる「環境」をはぐくむ。～

いじめや虐待、セクシャルハラスメントなど、人権が大切にされていない状況下では、人権感覚は根づかないことから、人権教育・啓発を行っていくにあたり、人権が大切にされる環境をはぐくんでいく取組みです。

(5) 市の実施体制

基本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、学校、行政、民間(団体・企業)、地域及び家庭などと連携を図りながら、全庁をあげた取組みを進めます。

全ての幸福実現のベースに人権があり、教育・啓発が効果を出すためには、人権課題を踏まえた施策の展開が必要であることから、各部局においては、基本計画にあげた人権課題の方向性を踏まえた施策を進めるものとします。また、人権教育・啓発・研修等に関連のある各部局においては基本計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する取組みを行うものとします。